

ガス需給契約書（案）

公立大学法人奈良県立医科大学（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）は公立大学法人奈良県立医科大学で使用するガスの需給に関し、次のとおり需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別紙仕様書及びこの契約の条項に基づき、甲が使用するガスを需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約の要領）

第2条 この契約の要領は次のとおりとする。

- （1）ガス種類 都市ガス 13A
- （2）供給熱量 45MJ/m³N
- （3）供給圧力 最高圧力：1.0MPa 最低圧力：0.3MPa（中圧A）
最高圧力：2.5KPa 最低圧力：1.0KPa（低圧）
- （4）対象メーター 中圧2箇所及び低圧21箇所
- （5）予定契約最大使用量 620m³
- （6）予定契約年間使用量 1,145,200m³
ただし、各月の使用量詳細は別紙仕様書に定めるとおりとする。
- （7）予定年間引取量 801,640m³
- （8）契約金額 別紙内訳表のとおり
- （9）契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- （10）契約保証金 公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第26条に定めるところによる。（又は免除する）

（権利義務譲渡の禁止）

第3条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、契約期間中及び終了後（解除を含む）に関わらずこの契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。ただし、法律、条例等により開示が義

務づけられている場合で、所定の手続により開示する場合はこの限りでない。

(契約年間ガス使用量の増減)

第5条 甲のガス使用量は、都合により予定契約年間使用量を上回り又は下回ることができる。ただし、甲の年間ガス使用量が予定年間引取量に満たない場合は、乙が定める「供給条件又は約款等」(以下「供給条件等」という。)により清算額を請求することができる。

(契約の変更等)

第6条 この契約に変更が必要な場合は、甲乙協議により変更するものとする。

(計量及び検針)

第7条 検針日は一般ガス導管事業者が定める託送供給条件等に基づき決定するものとする。

2 乙は、前回の検針日及び今回の検針日にガスメーター等に記録された値により使用ガスを算定し、その結果について甲に報告しなければならない。

(料金の算定期間)

第8条 料金の算定期間は前月の定例検針日翌日から当月の定例検針日までの期間とする。

(料金の請求及び支払い)

第9条 乙は、第7条に定めた検針終了後、当該月にかかる料金を算定し甲に請求するものとする。なお、単位及び端数処理に関しては、乙の定める供給条件等の規程によるものとする。

2 甲は、第1項に定める請求書を受領したときは、受領した日から起算して30日以内に、乙に代金を支払うものとする。ただし、支払日が日曜日又は銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」という。)に該当する場合は、支払日を翌日とする。また、翌日が日曜日又は休日に該当するときは、さらにその翌日とする。

3 甲は、前項の期間内に契約金額を支払わない場合は、期間満了の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払い金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天変地異等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は約定期間に参入せず、又は遅延料金を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を

支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第 10 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由を乙に通告することにより、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、乙がガスを供給する見込みがないと認められるとき。

(2) 乙がこの契約の履行に関し、詐欺その他の不正行為をしたとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(4) 前 3 号に掲げるほか乙がこの契約に違反しこの契約の目的が達せられないと認められるとき。

2 乙は、正当な理由があるときは、その事由を契約を解除しようとする日の1月前までに甲に通告することにより、この契約を解除することができる。

(談合等による解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の規定による排除措置命令、独占禁止法第62条第1項の規定による納付命令又は独占禁止法第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(損害賠償)

第12条 乙は、その責めに期すべき事由により、甲に損害を与えたときは、甲は乙に対し、その損害の賠償を求めることができるものとし、乙は、甲から請求があったときは、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、賠償の額は甲乙協議の上、これを定めるものとする。

2 乙は、甲が第10条及び第11条の規定により契約を解除した場合には、予定数量に契約単価を乗じて計算した額の100分10以上に相当する額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(その他)

第13条 この契約書に定めのない事項については、原則として乙の定める供給条件等によるものとし、供給条件等に定めのないとき、その取扱いに異議があるとき、又はこの契約書の規定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保

有するものとする。

令和 年 月 日

甲 奈良県橿原市四条町 840 番地
公立大学法人奈良県立医科大学
理事長 細井 裕司

印

乙

印